

町内会館の使用に就いて

鵜沼石上町内会館の使用基準は下記の通りです。

1. 会館を使用する場合は、申込書に所定事項を記入し、会館管理者「会長、総務」まで提出、許可を得る事。
2. 営利、勧誘、迷惑行為等を目的とした使用は認められません。
3. 会館使用には所定の申込書（別表一1）に記入し会館管理者まで提出の事。（会館受付にあり）
4. 会館使用後は必ず自主点検表（別表一2）に従い報告書を提出して下さい。（会館受付にあり）
5. 会館内は総て禁煙です。
6. 会館は町内皆様のもので、火の始末、ガスの元栓は必ず締め、戸締りを確認する事。
7. 会館は、楽しく有意義に、文化向上、健康増進等に使いましょう。

以上

平成19年4月1日
鵜沼石上町内会
会長 宮澤清秋

改定 平成22年12月18日

回 覧

鵜沼石上町内会館の使用に就いて

石上町内会館の使用を一般に開放いたします。

使用に就いては下記事項を厳守して下さい。

1. 会館を使用する場合は、所定の申込書（別表―1）に記入し、会館管理者「会長 26-9047、総務（遠藤 4組 26-9995、平澤 19組（22-1428）」まで提出、許可を得て下さい。
2. 営利、勧誘、迷惑行為等を目的とした使用は認められません。
3. 会館使用料は下記の通りです。（申し込み時支払い）
 - 1) 午前9時～12時まで 料金 1,000円
 - 2) 午後1時～5時まで 料金 1,000円
 - 3) 午後6時～9時まで 料金 1,000円
4. 会館使用後は必ず自主点検表（別表―2）に従い報告書を提出して下さい。（総務、又は会館受付にあり）
5. 会館内は総て禁煙です。
6. 会館は町内皆様のもので、火の始末、ガスの元栓は必ず締め、戸締りを確認して下さい。
7. 会館は、親睦、文化向上、健康増進等のために楽しく有意義に使いましょう。

以上

平成19年4月1日
鵜沼石上町内会
会長 宮澤清秋

改定 平成22年12月18日